

児童扶養手当と特別児童扶養手当の支給

1 児童扶養手当

児童扶養手当制度とは、父(母)がいない子どもを養育している家庭等を対象とし、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

- ① 所得制限があり、1月から6月までに請求される場合は前々年の所得、7月から12月までに請求される場合は前年の所得により、その年の11月分から翌年10月分までの手当が決まります。(表A参照)
- ② 父(母)が死亡した子ども
- ③ 父(母)が重度の障がいの状態(年金の障害等級の1級程度)にある子ども
- ④ 父(母)の生死が明らかでない子ども
- ⑤ 父(母)が、母(父)の申し立てにより保護命令を受けた子ども

◆ 手当の額

《対象児童1人・全部支給の場合》
月額43,160円
《対象児童1人・一部支給の場合》
月額43,060円から10,160円

◆ 対象者
次の5項目などに該当する、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子ども(一定の障がいがある場合は20歳未満)を扶養している父(母)または養育者。

※要件を満たしており、手当を受給されていない方は役場福祉課までお問い合わせください

【表A】 児童扶養手当 所得制限限度額

扶養親族等の数 (税法上の人数)	父または母の所得		配偶者および 扶養義務者の所得
	全部支給	一部支給	
0人	49万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人以上	1人につき 38万円ずつ加算	1人につき 38万円ずつ加算	1人につき 38万円ずつ加算

※扶養義務者とは、請求者と同居している父母兄弟姉妹などのことです。

支給する制度です。所得制限があり、1月から6月までに請求される場合は前々年の所得、7月から12月までに請求される場合は前年の所得により、その年の8月分から翌年7月分までの手当の支給の要否を判断します。(表B参照)

◆ 対象者

精神または身体に政令で定める程度(国民年金法1級および2級に相当)の障がいがある20歳未満の児童を養育している父(母)または養育者。

◆ 手当の額

《1級》月額52,400円
《2級》月額34,900円
※要件を満たしており、受給されていない方はお問い合わせください

◎ 現況届、所得状況届の提出について

児童扶養手当を受給している方は、「現況届」を8月31日(休)までに、また特別児童扶養手当を受給している方は、「所得状況届」を9月12日(月)

【表B】 特別児童扶養手当 所得制限限度額

扶養親族等の数 (税法上の人数)	請求者の所得	配偶者および 扶養義務者の所得
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円
3人	573万6千円	696万2千円
4人以上	1人につき 38万円ずつ加算	1人につき 21万3千円ずつ加算

※扶養義務者とは、請求者と同居している父母兄弟姉妹などのことです。

◆ 対象者
これらに提出してください。引き続き受ける要件があるかどうかを確認するもので、届けの提出がないと、8月分以降の手当の支給ができなくなりますので、ご注意ください。なお、「現況届」および「所得状況届」は、8月上旬に役場福祉課から送付しますので、必要事項を記入のうえ、福祉課に提出してください。

▼ 詳しくは、役場福祉課(☎33-0339)までお問い合わせください。

Information 役場福祉課

医療機関への受診や災害時の活用にも期待 遠隔手話通訳サービスを開始



利用する様子

遠隔手話通訳とは、スマートフォンやタブレットのテレビ電話機能を通じて手話通訳者が画面越しに通訳を行い、きこえない方ときこえる方のコミュニケーションを図る仕組みです。

町では、きこえない方の情報保障と手話通訳者への感染防止を目的とし、遠隔手話通訳サービスを実施します。

また、貸し出し用タブレットを用意していますので、お気軽にご活用ください。 ※ご自分のスマートフォンなどを使う場合の通信料は利用者負担となります。

【対象者】

聴覚障がいのある方で、紀宝町に在住、または通勤・通学している方

【利用日時】

県聴覚障害者支援センターと日程調整を行い、決定します

【申請方法】

申請書兼同意書を役場福祉課窓口へ提出してください
▶詳しくは、役場福祉課(☎33-0339)までお問い合わせください。

Information 役場福祉課

第2子、第3子のために購入した場合にも適用

チャイルドシート購入費補助金を改定

町では、交通事故防止や家庭の経済的負担の軽減、児童福祉の増進などを目的として、チャイルドシート購入費の一部を補助しています。

また、7月より右記の補助金額に改定しましたので、ぜひご利用ください。

【対象】

町に引き続き3か月以上住所を有する保護者(幼児1人に対して、1台限り)

◆ 補助金額

助成内容	補助金額上限
第1子 購入費の2分の1	10,000円
第2子 購入費の3分の2	15,000円
第3子 購入費の4分の3	20,000円

※100円未満は切り捨てします

▶詳しくは、役場福祉課(☎33-0339)までお問い合わせください。

Information 役場福祉課

現在の資格証の期限は8月31日まで

福祉医療費受給資格証の更新

現在お手元にある福祉医療費受給資格証(子ども・一人親家庭等・障がい者・65歳以上重度心身障がい者・65~69歳老人・寡婦)は、8月31日で期限が切れますが、引き続き受給資格のある方には8月下旬に新しい受給資格証を送付しますので、三重県内の医療機関に受診するときは、必ず受給資格証を窓口で提示してください。

ただし、対象者・扶養義務者などの令和4年度(令和3年中)所得が確認できない方やその他資

格要件の確認ができない方などは、受給資格証の交付ができません。8月中旬に別途通知しますので、手続きをお願いします。

また、受給者の健康保険証が変更になった場合は、新しい保険証を持って福祉課まで届け出てください。

▶詳しくは、役場福祉課(☎33-0339)までお問い合わせください。

